

中央労基協 Report

令和8年5月



令和8年度 中央労働基準監督署の行政運営



千代田区(東京駅)



中央区(勝鬃橋)



文京区(小石川後楽園)

【管内概況】 中央労働基準監督署 管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区 : 中央官庁並びに全国的に展開する企業、銀行業及び新聞社等が集中する政治経済の中心

中央区 : 証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。東京駅及び日本橋周辺の再開発並びに臨海部の開発が進行中

文京区 : 古くからの文教地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在

島嶼部 : 2町6村 観光、水産業等が主要産業

《管内の特徴》

- 管内約7万の事業場に **約200万人** の労働者が勤務
- 全国の上場企業本社のうち **約2割** が管内に立地
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工
請負金額50億円以上の大規模工事が **約80** の現場数で推移

【令和8年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「働く人と職場の未来のためにTOKYO2026」をスローガンに

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

2 職場環境改善に向けた取組

- (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- (2) 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- (3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- (4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
- (5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導
- (6) 労災保険給付の迅速・適正な処理



発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
 〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、 です。

令和8年度 重点対策の具体的内容

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

- 賃金引上げに向けた環境整備等の取組について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。また、最低賃金の問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。
- 定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、企業から情報提供を受けることにより関係部署への連携を行います。
- 中小企業支援策として、最低賃金引上げのための各種助成金の周知を図ります。
※業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します。



東京都最低賃金
時間額1,226円
(令和7年10月3日から)

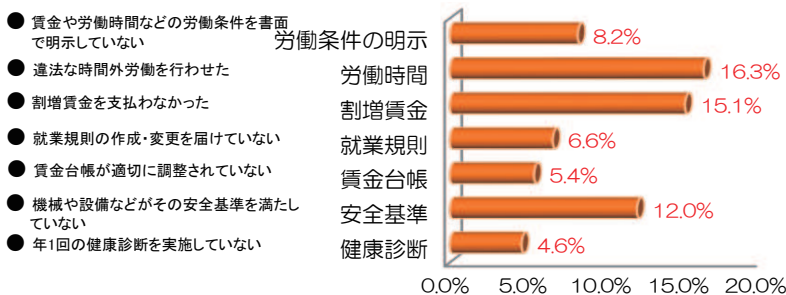
2 職場環境改善に向けた取組

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

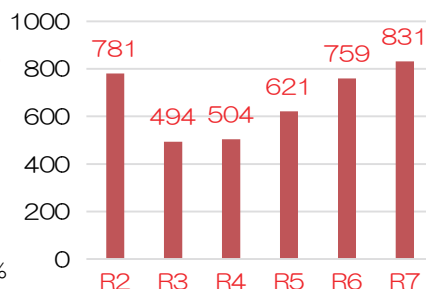
脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、過重労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

【定期監督などにおける主な労働関係法令違反の内訳(令和7年)】



【申告件数(年)】

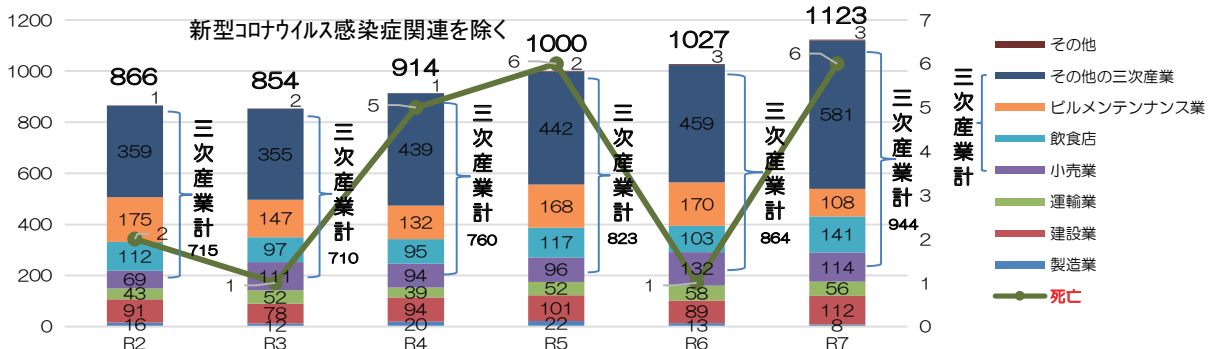


(2) 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

署の支援班において、中小企業に対する相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問により、労働基準法等の周知、各種助成金等の紹介等を中心に、事業者等に寄り添い支援します。また令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっている建設業、自動車運転者、医師について、業種ごとの取組とともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、きめ細かな支援を行います。

(3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進

令和7年の死傷災害は1,123件と前年確定値1,027件に対して9.3%の増加となっています。これは、経済活動の活性化により飲食店をはじめとする第三次産業において労働災害が増加傾向したためと考えられます。死亡災害については、建設業のほか、運輸業、第三次産業において発生しており、前年比5人増の6人となっています。第14次労働災害防止計画目標（死傷・死亡とも5%減少）達成のため、さらなる取組が必要です。

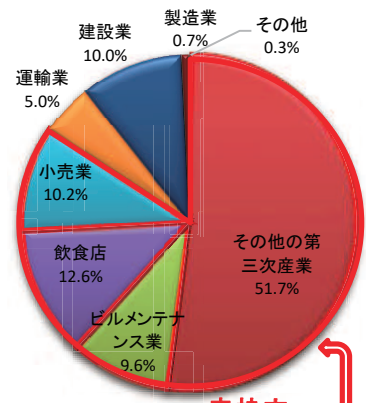


(4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策

労働災害防止のため下記の取組などを行います。

- 労働災害の8割以上を占める第三次産業に対して、本社を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。特に、災害件数の多い転倒災害・腰痛等行動災害の防止対策を推進し、対策の定着を図ります。
※「その他の第三次産業」では本社事務所等で発生した労働災害が多くみられます。
- 令和6年に1件、令和7年に3件の死亡災害を発生させるなど重大災害が多発する建設業について、定期的な指導を行い、災害防止対策の徹底を図ります。特に、墜落災害防止対策に力を入れます。

令和7年休業4日以上死傷災害（計1,123件）



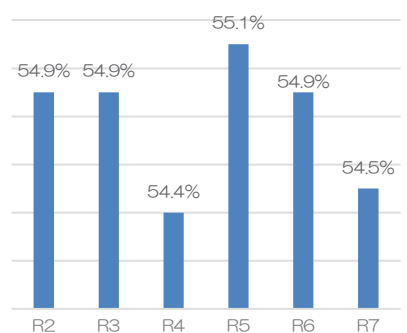
赤枠内...
第三次産業計84.1%

(5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保対策推進のため下記の取組などを行います。

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、安衛法の周知を図るとともに、指導を実施します。
- 化学物質による健康障害防止対策の推進のため、令和6年4月全面施行となった「新たな化学物質規制」の内容を指導・周知し、対策の定着を図ります。
- 令和8年1月から有資格者による実施が義務となった工作物の解体等の事前調査にかかる法令周知や、石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し、石綿障害防止対策の徹底を図ります。

定期健康診断有所見率の推移(年)

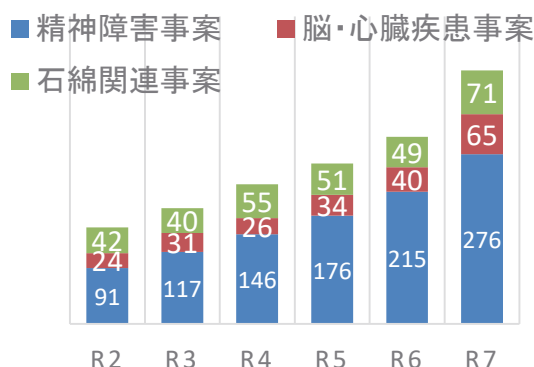


(6) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 業務上疾病事案などの的確な労災認定
- ② 労災補償業務の適正な事務処理の徹底

職業性疾病に係る労災請求件数(年度)



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外・休日労働協定届等各種届出、報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・2課・3課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方面 03(5803)7381 (6階)

安全衛生課 03(5803)7382 (6階)

労災課 03(5803)7383 (7階)

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください



8.4

女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました

厚生労働省令の改正により、女性の活躍に関する情報公表項目が追加されました。
事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、対応をお願いいたします。

情報公表の必須項目の拡大

常時雇用する労働者が**101人以上**の事業主は**男女の賃金の差異**及び**女性管理職比率**の公表が必要です

【101人から300人の事業主】

男女の賃金の差異及び**女性管理職比率** + 下の表の①または②から1項目以上を選択

合計3項目以上を公表

【301人以上の事業主】

男女の賃金の差異及び**女性管理職比率** + 下の表の①②各1項目以上ずつ選択

合計4項目以上を公表

◎常時雇用する労働者が100人以下の事業主は、情報公表の努力義務の対象です。

①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者に占める女性労働者の割合
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」

以下の7項目から1項目以上を選択

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・有給休暇取得率
- ・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

- ・「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計のことを指します。
- ・「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者です。

①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）の長

②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●●年●月●日～●●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示
※計算の前提とした重要事項を付記

（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

女性の活躍に関する情報公表等は
『女性の活躍推進企業データベース』へ掲載

女性の活躍推進企業データベース

検索



Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表

令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表

令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表

その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください

東京労働局 女性活躍推進法特集ページ

検索

改正法をご存知ですか？

～カスハラ、就活セクハラ対策が義務化されます～

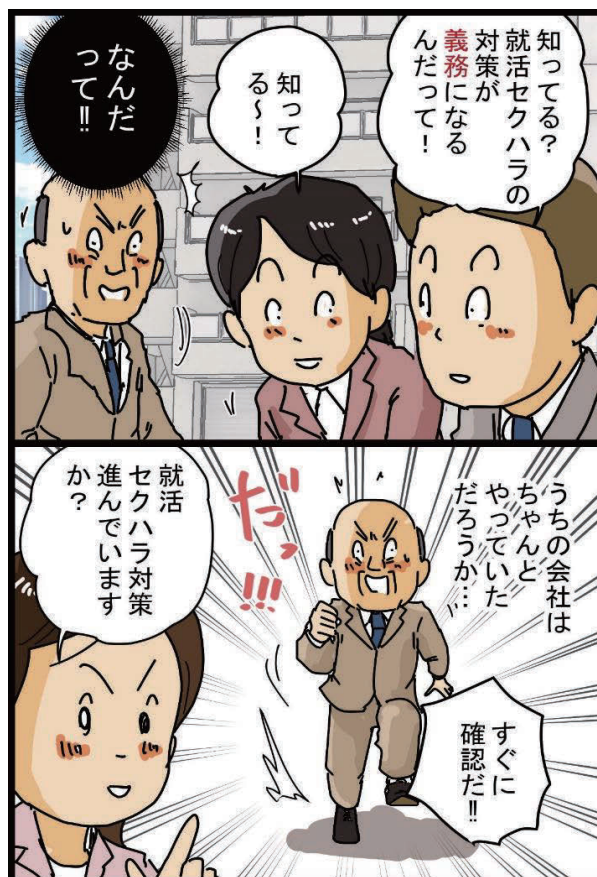
✓カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が義務となります。



✓就活セクシュアルハラスメント

求職者等に対するセクハラを防止するための措置が義務となります。



----- 詳細は東京労働局ホームページをチェック! -----

- ・東京労働局ホームページでは、改正法の特設サイトを開設しています。
- ・「改正労働施策総合推進法等説明会」の動画及び資料を特設サイトに掲載しています。
厚生労働省による改正法の説明や、東日本旅客鉄道株式会社によるカスハラの事例と対策発表など、企業の皆様は必見です！

特設サイトはこちらから⇒



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課
電話 03-3512-1611

中央労働基準監督署の体制（令和8年4月1日付）

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
署 長	白浜 弘幸	第一方面主任	峯 裕見子	過重労働調査官	平岡 徹也
管理副署長	宮地 剛史	第二方面主任	馬場 紘一郎	労災第一課長	小林 里志
監督副署長	武知 正文	第三方面主任	椎葉 宏祐	労災第二課長	石嶋 真理子
労災副署長	野口 俊也	第四方面主任	菊池 由紀恵	労災第三課長	森本 まゆみ
安全衛生課長	本多 和広	第五方面主任	山崎 誠	統括労災認定調査官	野原 智美
業務課長	東 真由美	第六方面主任	北村 太郎		

労災保険給付に関するQ&A

Q1 県道沿いの樹木の選定を行っていた作業員が、気分が悪くなって病院に受診したところ「熱中症」との診断をされました。

業務上疾病としての「熱中症」の認定要件はどのようなものでしょうか。

A1 「熱中症」は、日光の直射を受け、若しくは湿熱中に長時間いるとき急激に襲来するものであるが、ときには、すでにこれらの影響を離れた数時間後に発症することもある。

《当該疾病について必要とされる要件は、おおむね次のとおりである。》

1 一般的認定要件

- ① 業務上の突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る原因が存在すること
- ② 当該原因の性質、強度、これが身体に作用した部位、災害発生後発病までの時間的間隔等から災害と疾病との間に因果関係が認められること
- ③ 業務に起因しない他の原因により発病（又は増悪）したものでないこと
※労働者の従事する作業環境条件、作業態様、労働時間、ことに作業場の温湿度条件、服装、発病時期等を総合して判断することとなる

2 医学的診断要件

- ① 作業条件及び温湿度条件等の把握
- ② 一般症状の視診（けいれん、意識障害等）及び体温の測定
- ③ 作業中に発生した頭蓋内出血、脳貧血、てんかん等による意識障害等との鑑別診断

※ 自宅の環境や自宅での水分補給不足によって熱中症になったりした場合、熱中症の発症は業務と因果関係がなく、労災とは認定されません。

しかし、業務中にすでに症状（不調）が現れていた場合であれば、帰宅後に発症した熱中症が労災認定される可能性がありますので、所轄労働基準監督に相談してみると良いでしょう。

◇ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和8年度講習カレンダー〔令和8年5月～令和8年11月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



講習名		月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習					26(水) 28(金)		6(火) 8(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		14(木) 15(金)			4(火) 5(水)			25(水) 26(木)
	石綿作業主任者技能講習				2(木) 3(金)				5(木) 6(金)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			15(月) 16(火)			3(木) 4(金)		
	衛生推進者養成講習			11(木)			2(水)		
	安全管理者選任時研修		21(木) 22(金)		6(月) 7(火)			20(火) 21(水)	
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)		19(火)		14(火)			27(火)	
	保護具着用管理責任者教育				15(水)			28(水)	
	雇入れ時の安全衛生教育								
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】				27(月) 29(水)		8(火) 10(木)		9(月) 11(水)
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】				27(月) 28(火)		8(火) 9(水)		9(月) 10(火)
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】				29(水)		10(木)		11(水)
安全衛生その他講習	熱中症予防管理者労働衛生教育			8(月) 19(金) 24(水)					
	総括安全衛生管理者講習							16(金)	
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習			10(水)					
	基礎講座	新規労務担当者向け講習		26(火) 27(水)					
		社会保険(健保・年金)基礎講座					25(火)		
		労働基準法等基礎講座				22(水)			
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]				16(木)			
		労災保険実務講座[応用編]				30(木)			
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引				★ 16(木) ★ 30(木)			
		社会保険実務講座[健康保険]						15(木)	
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]						29(木)	
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引						★ 15(木) ★ 29(木)	
		労働基準法等実務講座【2回セット】							12(木) 18(水)
	雇用保険実務講座			23(火)					
	女性活躍推進セミナー								

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。 2026/4/13現在
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】